

自治体の分別収集について (プラスチック製容器包装)

平成19年4月13日

社団法人全国都市清掃会議

主な内容

- ・(社)全国都市清掃会議のご案内
- ・実施市町村数、分別収集量の推移
- ・分別基準と運用方針
- ・引き取り品質ガイドライン
- ・識別表示マーク
- ・市区町村の分別収集試行例
- ・まとめ

・(社)全国都市清掃会議のご案内

□ 設立に関して

廃棄物処理事業に携わる地方自治体が中心の会員組織として昭和22年に「都市清掃協会」として設立、その後、「全国都市清掃会議」に改名し、昭和51年に法人化。

□ 主な活動内容

地方自治体の廃棄物行政が抱える共通の課題に取り組むとともに国、関係団体に対する要望活動を実施するなど、地方自治体の廃棄物行政の支援を目的に全国的活動を展開。

実施市町村数、分別収集量の推移

(1) 平成17年度における容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量、分別収集実施市町村数

品目名	分別収集量		再商品化量	分別収集実施市町村数等		
	年間分別 収集見込量(トン)	年間分別 収集量(トン)	年間再商品化量 (トン)	実施市町村数	全市町村に 対する実施率 (%)	人口カバー率 (%)
無色のガラス製容器	450,584	341,748 (0.99倍)	327,796 (0.98倍)	1,753	95.1	98.3
茶色のガラス製容器	387,520	293,825 (0.98倍)	281,524 (0.96倍)	1,760	95.4	98.4
その他の色のガラス製容器	205,964	174,082 (1.05倍)	167,209 (1.06倍)	1,747	94.7	97.4
紙製容器包装	189,970	71,012 (1.03倍)	63,031 (1.06倍)	551	29.9	29.8
ペットボトル	243,070	251,962 (1.06倍)	244,026 (1.05倍)	1,747	94.7	97.4
プラスチック製容器包装	757,050	558,997 (1.19倍)	538,123 (1.18倍)	1,160	62.9	67.1
(うち白色トレイ)	14,439	4,581 (1.16倍)	4,162 (1.14倍)	690	37.4	32.3
スチール缶	522,123	329,535 (0.91倍)	321,245 (0.90倍)	1,826	99.0	98.4
アルミ缶	179,393	139,535 (1.00倍)	137,015 (0.99倍)	1,827	99.1	97.5
段ボール	679,224	554,820 (1.01倍)	549,464 (1.04倍)	1,551	84.1	81.2
紙パック	28,352	16,320 (1.03倍)	15,956 (1.04倍)	1,344	72.9	80.6
合計	3,643,250	2,731,836 (1.03倍)	2,645,388 (1.03倍)	-	-	-

括弧内の数字は前年度比。

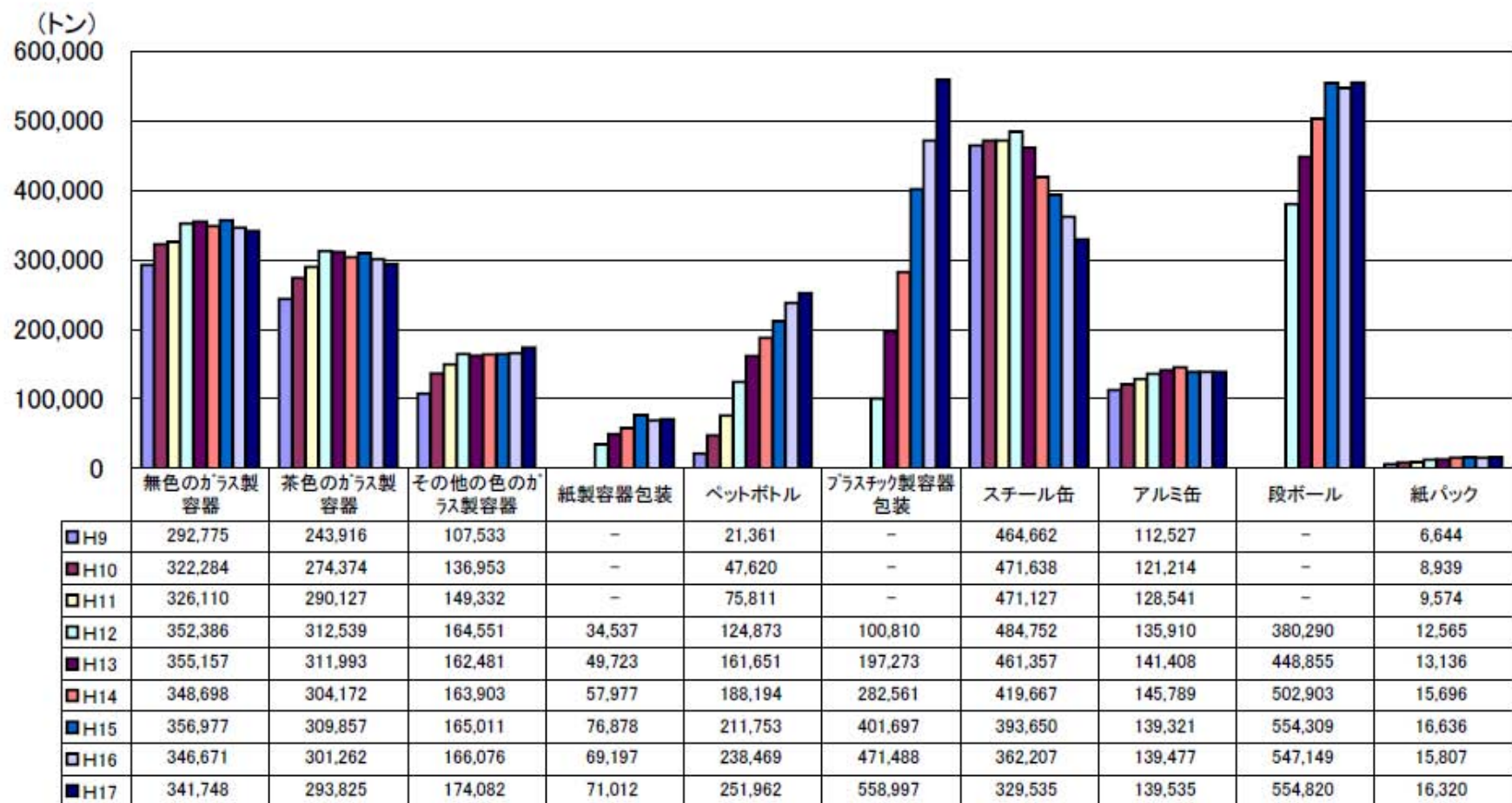
実施市町村は平成18年3月末時点の数値。

平成18年3月末時点の全市町村数は1,844(東京23区含む)。

年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間再商品化量には市町村独自処理量が含まれる。

出典：環境省

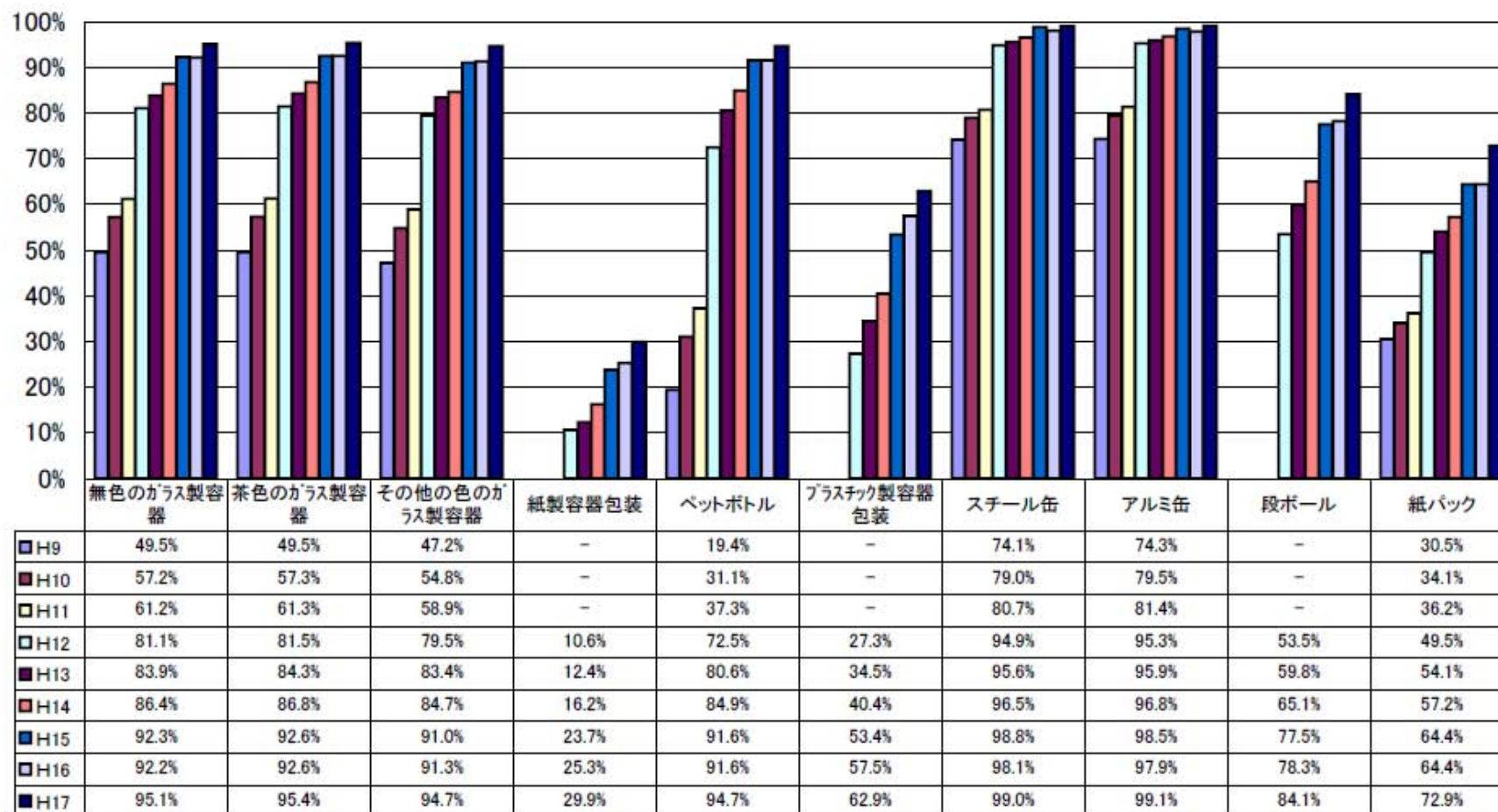
(2) 年度別分別収集実績量



年度別分別収集実績量には市町村独自処理量が含まれる

出典：環境省

(3) 年度別分別収集実施市町村実施率



出典：環境省

分別基準と運用方針

1. 分別基準(平成12年厚生省令第127号)

- 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
- 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあっては、この限りでない。
- 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
- 容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと。
- 飲料又はしょうゆ用のペットボトルが混入していないこと。
- プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。
- 白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあっては、洗浄され、乾燥されていること。

出典:環境省



2. 運用方針(抄)

異物の取り扱い

- ・プラスチック製容器包装の場合は、分別基準通りに分別収集、選別しようとしても「容器包装」以外のプラスチック製品やそれに付随する異物が混入するおそれがあることから、市町村にあっては、住民に分別排出の徹底を求めるとともに、粗選別(目視での土、石、ビン、紙類、金属類、容器包装でないプラスチック製品、生ごみ等の除去)を実施されたい。

食品残渣等有機物の取り扱い

- ・保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取り等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう住民を指導されたい。

引き取り品質ガイドライン(平成19年度)(抄)

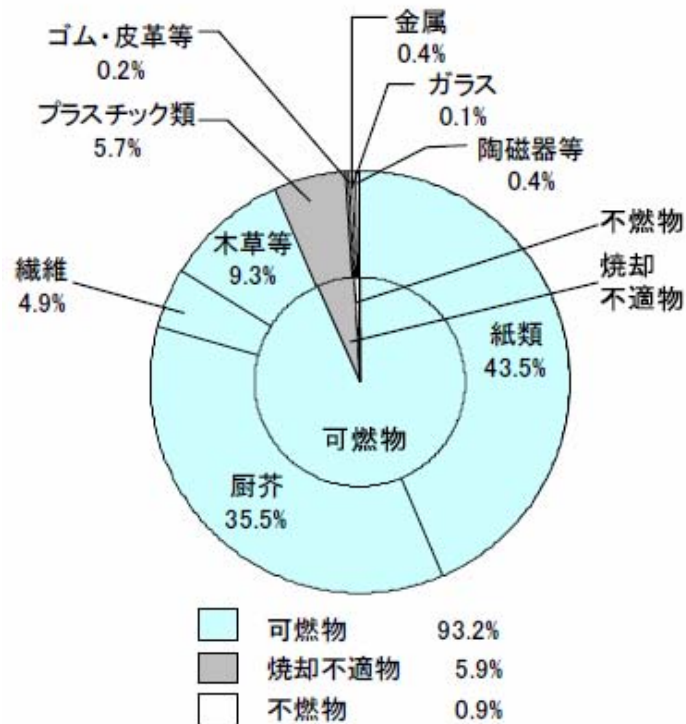
「このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理に当たり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。」

4 ベールの品質基準

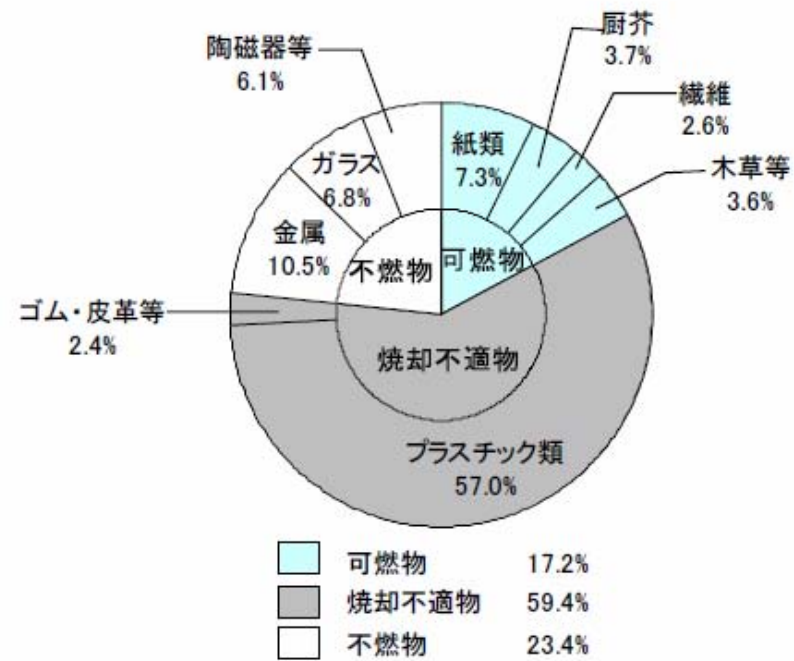
項目	基準	備考
分別基準適合物である容器包装プラスチック	90%以上(重量比)	
【異物等】		
汚れの付着した容器包装プラスチック	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ、土砂や水分(雪が垂れている)で汚れた物
指定収集袋及び市販の収集袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販の収集袋
容り法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、懐中電灯、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
事業系の容器包装プラスチック等	混入していないこと	業務用容器、結束バンド等
上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス・金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物。 医療系廃棄物 危険品

(参考) ごみ組成調査の例

〈可燃ごみの組成〉



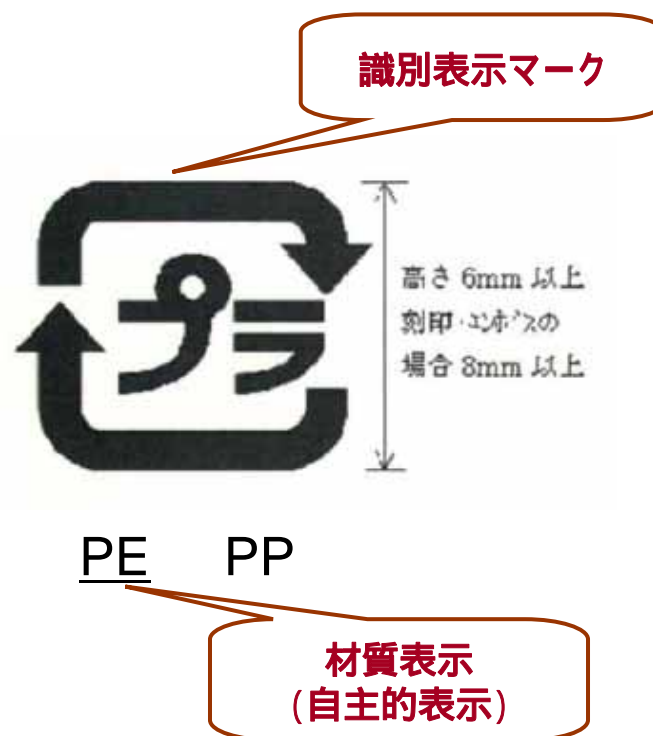
〈不燃ごみの組成〉



出典: 東京二十三区清掃一部事務組合事業概要 (平成18年度版)

・識別表示マーク(資源有効利用促進法)

【表示が小さい】



出典: 経済産業省

市区町村の分別収集試行例

「プラスチック製の容器・包装回収事業」(中野区)

試行期間 平成15年9月～11月の3ヶ月間	
世帯数(世帯)	5,675
人口(人)	11,519
1世帯あたり平均人員(人)	2.03
指定回収袋の量(t)	29.7
不適物の量(t)	1.9

処理施設搬入後に検査し、6%の不適物混入があった。

出典:中野区